

議員発第 5 号

茨木市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第112条及び茨木市議会会議規則第8条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和3年3月26日提出

提出者 茨木市議会議員

青 木 順 子

長 谷 川 浩

上 田 光 夫

畑 中 剛

稲 葉 通 宣

茨木市議会議長

河 本 光 宏 様

茨木市条例第 号

茨木市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

茨木市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成21年茨木市条例第50号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「前項」を「前2項」に改め、同項を附則第6項とし、附則第4項の次に次の1項を加える。

- 5 令和3年4月1日から令和3年11月30日までの間、別表中「758,000」とあるのは「720,100」と、「708,000」とあるのは「672,600」と、「668,000」とあるのは「634,600」と、「664,000」とあるのは「630,800」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。